令和4年度 廿日市市立宮園小学校 生徒指導規程

第1章 総則

この規程は、廿日市市立宮園小学校で学校教育を受ける児童の人格の完成と健やかな成長を願い、義務教育終了までの見通しを持った指導について、共通認識・共通実践を図るためのものである。

(目的)

第1条

積極的生徒指導により、規範と規律礼儀を定着させ、児童が充実した学校生活を送るという観点から必要な事項を定めるものである。

第2章 学校生活に関すること

(登下校)

- 第2条 登下校については、次のことを指導する。社会の一員として交通安全ルールを守り、登下校をする。
 - (1) 決められた通学路を通る。
 - (2) 朝は<u>7時45分から8時15分</u>を目安に、<u>8時20分までの間に登校し始業の準備をすませる</u>。<u>7時45</u>分より前には登校しない。
 - (3) 登校したら、校外学習以外は外に出ない。
 - (4) 下校は, 原則として月曜日は, 15時15分, 火・水・金曜日は, 15時30分, 木曜日は15時05分までにする。
 - (5) 欠席や遅刻・早退をする場合は、保護者が学校に確実に連絡する(届け出用紙・連絡帳)届け出用紙は担任の先生に出す。やむを得ない場合は、8時15分までに、電話で連絡する。
 - (6) 遅刻して登校する場合は、保護者が付き添って来校し、職員室(不在時は保健室)に報告してから教室に行く。また、早退の場合は、保護者に教室または保健室に迎えに来てもらう。

(頭髮)

- 第3条 学習の妨げとならない髪型とし、頭髪については次のことを指導する。
 - (1) 不自然な髪型(パーマ, そり込み, 一部を極端に伸ばしたり切ったりしない。バランスの取れない髪型等) にしないこと。
 - (2) 染色, 脱色, 着毛, 整髪料, パーマ, カールにしないこと。
 - (3) 飾りのついていない, 黒・紺・茶・白のゴムやピンを使用する。髪が肩より長い場合は, 結ぶ。ただし, 耳より高い位置で結んだり, おだんごにしたりしない。カチューシャや大きなリボンのついた髪飾りは使用しない。
 - (4)保健上の都合で上記の規定にできない場合は、保護者を通して担任に届け出て学校の許可を得る。 (装飾等)
- 第4条 装飾等については、次のことを指導する。
- (1) 色つきリップは使用しない。
- (2) マニキュア等の爪や身体への装飾をしない。
- (3) ピアス,指輪、ネックレス、ミサンガ等の装身具をつけない。

(持ち物)

- 第5条 持ち物については、次のことを指導する。
- (1) 校内では左胸に名札をつける(登校したら名札を付け、下校前にはずし所定の場所に入れておく)。
- (2) 持ち物には全て名前を書く。
- (3) 学習の妨げになるものは、持って来ない。
- (4) 筆箱については、3年生までは、鉛筆ホルダーのあるものを使用する。全学年、缶のペンケースは 使用しない。
- (5) 筆箱の中身は、鉛筆 $4 \sim 5$ 本、赤青鉛筆 1 本、よく消える消しゴムを 1 つ、ものさし 1 本を入れる。全学年、シャープペンシルは、持って来ない。ボールペン・ラインマーカーは、使用しない。
- (6) 下敷きは、柄の少ないものを選ぶ。
- (7) ゲーム、お菓子、マンガ、装飾品、その他、学校生活に必要でないものは持って来ない。

- (8) 携帯電話の学校内への持ち込みは禁止する。
- (9) キーホルダー、ぬいぐるみ、ストラップなどをランドセルやカバン・筆箱につけない。

(身なり等)

第6条 身なり等については、次のことを指導する。学習にふさわしい身なりとする。

(1) 服装

- ①自由服とするが、儀式(入学式・卒業式)では、黒・紺・白などを基調とし、派手な色合いのものを避ける。また、華美なデザインや大きな文字・図柄の入ったものフードつきのものも避ける。
- ②学習や運動に適した動きやすい服装をし、小学生らしい身なりをする。(防犯・安全上、極端に丈の短いスカートや短パン・肩が出る服などは禁止とする。授業に集中できなかったり、運動時に危険が伴ったりするため、ルーズソックス・ニーハイソックス (膝上ハイソックス)・運動時に脱げてしまうような靴下などは禁止する。)
- ③体育時は、活動中に着脱が難しいことやけがを防止するためにタイツを着用しない。

(2) 靴

- ①特に指定はないが、通学靴は、華美でなく体育の授業で使用できる運動靴とする。(ハイカットシューズ・ヒールシューズ等禁止する。)
- ②雨天時や降雪時は、長靴を使用してよい。
- ③体育館では体育シューズをはく。

(3) 体操服

- ①指定体操服(半そでシャツ・長袖シャツ・ハーフパンツ)を着用。
- ②転校やその他の事情がある場合、他の体操服を着てもよい。
- ③保護者からの連絡がある時は、体育の時間に長ズボンをはくことを許可する。

(4) 防寒着等

- ①冬季など寒い時期には、ウインドブレーカー・ジャンバー・手袋・マフラー・ニット帽・ネックウォーマー等を登下校に着用してもよい。ただし、安全上フードをかぶったり耳当てを使用したりしない。
- ②校舎内や授業中には着用しない。
- ③冬季の寒い日には、カイロを使用してよい。
- (5) カバン

ランドセルなど、教科書や体操服の学習用品を入れるのに適したものを使用。

(校内の生活)

第7条 校内の生活については、次のことを指導する。

(1)授業

- ①時間(チャイムや放送)を守る。
- ②授業時のあいさつ,返事を大切にし,正しい言葉づかいをする。

(2) 休憩時間

- ①校内放送は黙って聞く。
- ②特別教室や体育館には、担任の許可なく入らない。
- ③職員室や他の教室に入るときは、あいさつをし、学年名前を言い、用件を伝えてから入室する。
- ④廊下や階段は、走ったりふざけたりしないで、右側を歩く。
- ⑤学校の施設や道具、草花や樹木を大切にする。
- ⑥上靴で歩くところ、運動靴で歩くところを守る。
- ⑦駐車場や玄関前, 赤レンガの上, 児童玄関前のアスファルト, 体育館やプールの裏等では遊ばない。
- ⑧ボール遊びは、運動場でする(側溝より運動場側)。
- ⑨雨の日は、室内で安全に気を付けて過ごす。
- ⑩危ない遊びはしない。手すりには登らない。
- ⑪特別教室や多目的ルーム,多目的ホールでは遊ばない。
- ②特別教室には、静かに並んで歩いていく。

(3)保健室の利用

- ①体調がすぐれない場合は、担任の許可をもらい保健室を利用する。
- ②体調の回復が見込めない時は、学校から保護者に連絡をする。早退の場合は、保護者の迎えを原則とす

る。

(4) 清掃

縦割り掃除では、高学年が低学年に掃除の仕方を教える。

(5) タブレット活用とアプリ使用

別紙『タブレット活用とアプリ使用のルール』を守る。

- (6) その他
 - ①学校内の施設を破損した場合や落書きを発見したときは、職員室に届ける。破損後の処理については、 教職員の指示に従う。場合によっては、関係機関と連絡する。故意に破損等した場合は、弁償等で現状 復帰をする。
 - ②黒板,壁,建物,机,トイレ,遊具等に落書きをしない。
 - ③校外で行われる学校の教育活動(修学旅行を含む校外学習など)においてもこの規程通りとする。
 - ④卒業生や部外者の学校内への無断立ち入りを禁止する。用事のある場合は、職員室へ連絡する。学校の 敷地内に入り、指導したにも関わらず、校外に移動しない場合は、関係機関と連絡する。

第3章 校外での生活に関すること

(放課後・遊び)

- 第8条 校外生活の心得については保護者との共通認識のもとで次のことを指導する。
 - ①夏(4月~9月)は午後5時30分までに、冬(10月~3月)は午後5時までに家に帰る。
 - ②校区外に出るときは原則保護者同伴とする(習い事などの場合保護者の許可がいる)。
 - ③児童だけでお店、ショッピングモール(大型店舗)・デパート・ゲームセンター・カラオケボックス・夜間の外出など危険が伴う場所への出入りは禁止する。近所のお店に買い物を頼まれたら、用事を済ませてすぐ帰る。万引きは絶対にしない。
 - ④金銭の貸し借り・物品の売買・おごり合い・かけごとなどはしない。
 - ⑤火遊び・エアガン・道路や工事現場・砂防ダム・池・登山道で遊ばない。
 - ⑥学校にお菓子や清涼飲料水,ゲーム機を持ってこない。
 - ⑦自転車や キックボードは、ルールやマナーを守る(ヘルメットを持っている人は着用する)。
 - ⑧学校の用事で学校に来るときは、自転車では来ない。
 - ⑨遊びで学校に来るときは、必ず自転車置き場に置く。運動場に乗り入れたり、裏門の周りに置いたりしない。
 - ⑩他人の私物、公共施設、選挙ポスターなど落書きをしない。自動車を蹴ったり傷をつけたりしない。
 - ①保護者は、パソコン・携帯電話などの情報通信機器について、子どもの利用状況を把握し、家庭でのマナー作りや、フィルタリングの設定などに加え、SNS 等への投稿には十分注意し、トラブルの未然防止に努める。

第4章 特別な指導に関すること

(特別な指導)

「社会で許さないことは、学校においても許さない。」との認識に基づき、児童が校内および校外で問題行動を起こした場合には反省をさせ、よりよい学校生活を送るために指導する。

(問題行動への特別な指導)

- 第9条 次の問題行動を起こした児童について、教育上必要と認められる場合は、特別な指導を行う。
 - (1) 問題行動とは、次のような行為をさす。
 - ①法令・法規に反する行為(万引き,威圧・強要行為,<u>いじめ・暴言・暴力</u>,建造物・器物破損,飲酒, 喫煙,その他)
 - ②本校の決まりなどに従わない行為(指導無視・授業エスケープ,その他学校が指導を必要と判断した行為。)
 - (2) 特別な指導では、説諭・反省文を書かせるなど、発達段階に応じた反省指導を行う。
 - ①必ず複数の教職員で指導にあたる。必要に応じて管理職も指導に入る。
 - ②特別な指導は、別室にて行い、その後、担任・生徒指導主事などが、保護者連絡を行う。
 - ③特別な指導の際には、指導にあたった教職員が時系列で記録をとる。

- ④特別な指導をした場合は、その後の児童の様子を十分観察し、指導にあたる。
- ⑤必要に応じて、市教委・警察・西部子ども家庭センター(児童相談所)などの諸機関と連携を取る。 児童が上記のきまりを守れなかった場合等、状況に応じて日々の教育活動(授業)とは異なる「特別な 指導」を行う。

段階	問題行動	指導場所	指導者	備考
第一段階	・いじめに関係している場合	おはなし	生徒指導主事	状況により保護者に
	・児童だけで校区外に出た場合	ルーム	担任	連絡,家庭訪問
	・お金の貸し借りや物の売り買いをした			経過観察・指導
	場合			(短期)
	・不要物を持ち込んだ場合			
	・授業態度に問題がある場合			不要物は,指導後に,
	・生徒間暴力があった場合			保護者に返却する。
	・その他、学校のきまりを守らなかった			
	場合			
第二段階	・第1段階の指導で、改善できない場合	校長室	校長又は教頭	保護者連絡・来校
	・いじめに加わっている場合		生徒指導主事	家庭訪問
	・指導に従わないなどの指導無視及び暴		担任	経過観察・指導
	言等			(中期)
	・不要物を持ち込みのうち、危険物や授			
	業の妨げになるものの場合			器物損壞 • 破壊行為
	・危ない遊び(火遊び等)をした場合			は,現状復帰・弁償と
	・器物損壊・破壊行為があった場合			する。
	・携帯電話やインターネットにより、誹			
	謗中傷をしたり、不正な利用をしたり			
	した場合			
	・生徒間暴力のうち、事実内容が軽度で			
	はない場合			
	・教師への暴言があった場合			
第三段階	・第2段階の指導で、改善できない場合	校長室	校長	保護者連絡・来校
	・触法行為(万引き・飲酒・喫煙・自転		教頭	家庭訪問
	車窃盗等)		生徒指導主事	警察連携
	・金品強要を行った場合		担任	経過観察・指導
	・その他、学校が教育上指導を必要とす			(長期)
	ると判断した行為			

(3) 規程の周知

- ・保護者には、入学説明会、PTA総会、学級懇談会等で直接説明を行ったり、ホームページで公開したりする。
- ・児童には、朝会や学年・学級で直接説明する。

(規程の施行)

下線部 昨年度より変更分 この規程は、令和4年1月1日より施行する。